

## 銀行法等の一部を改正する法律案要綱

情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連 IT 企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずる必要がある。このため、銀行法その他の関係法律の整備等を行うこととする。

### 一 銀行法の一部改正（第 1 条関係）

#### 1. 電子決済等代行業に係る制度整備

##### （1）定義

「電子決済等代行業」の定義を定めることとする。

（銀行法第 2 条関係）

##### （2）登録制の導入

① 電子決済等代行業は、登録を受けた者でなければ行ってはならないこととする。  
（銀行法第 52 条の 61 の 2 関係）

② 電子決済等代行業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとする。  
（銀行法第 52 条の 61 の 3～第 52 条の 61 の 7 関係）

##### （3）業務に関する規定の整備

① 電子決済等代行業者は、利用者に対する説明や利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理など利用者の保護を図り、業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないこととする。  
（銀行法第 52 条の 61 の 8 関係）

② 電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を行わなければならないこととする。  
（銀行法第 52 条の 61 の 9 関係）

③ 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を行う前に、銀行との間で電子決済等代行業に係る契約を締結して、利用者に損害が生じた場合における賠償責任の分担に関する事項及び業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置等を定めて公表し、当該契約に従って電子決済等代行業を行わなければならないこととする。  
（銀行法第 52 条の 61 の 10 関係）

④ 銀行は、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準を作成・公表し、その基準を満たす電子決済等代行業者に対し不当に差別的な取扱いを行っ

てはならないこととする。

(銀行法第 52 条の 61 の 11 関係)

(4) 監督規定の整備

電子決済等代行業者に関し、帳簿書類及び報告書の作成、報告又は資料の提出命令、立入検査、業務改善命令、登録の取消し、登録の抹消等の監督規定を設けることとする。(銀行法第 52 条の 61 の 12～第 52 条の 61 の 18 関係)

(5) 認定電子決済等代行業者協会に関する規定の整備

電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であって、電子決済等代行業の適切な実施の確保を目的とすること等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができることとするなど、認定電子決済等代行業者協会に関する規定を設けることとする。(銀行法第 52 条の 61 の 19～第 52 条の 61 の 29 関係)

(6) 罰則

電子決済等代行業者に関し、所要の罰則規定の整備を行うこととする。

(銀行法第 61 条、第 62 条、第 63 条、第 63 条の 2 の 4、第 63 条の 2 の 5、第 63 条の 3、第 64 条、第 65 条、第 66 条の 2、第 67 条関係)

2. 外国銀行支店の事業年度に関する特則

外国銀行支店に係る事業年度について、現状の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの事業年度又は外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間とする。

(銀行法第 47 条の 4 関係)

3. 銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、一定の条件を満たす場合には当該変更届出を不要とすることとする。(銀行法第 52 条の 39 関係)

4. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法の一部改正 (第 2 条～第 9 条関係)

1. 電子決済等代行業に係る制度整備

銀行法の電子決済等代行業の制度整備に係る改正に準じて、所要の規定の整備を行うこととする。

## 2. その他

- ① 信用金庫電子決済等代行業者等は、信用金庫連合会等の会員である信用金庫等が同意をしている場合には、当該信用金庫連合会等との間で契約を締結し、信用金庫電子決済等代行業等を行うことができることとする。  
(信用金庫法第 85 条の 7 等関係)
- ② 信用金庫連合会等が行う業務の付随業務として、会員である信用金庫等の電子決済等代行業に係る契約の締結及び基準の作成業務を加えることとする。  
(信用金庫法第 54 条等関係)
- ③ 銀行法において電子決済等代行業の登録を受けた者が信用金庫等と接続して電子決済等代行業を行おうとするときは、登録を受けることなく、届出書の提出のみで足りることとする。  
(信用金庫法第 85 条の 11 等関係)

## 三 その他

### 1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、下記 2. ④、⑤については公布の日から施行することとする。  
(附則第 1 条関係)

### 2. 経過措置等

- ① この法律の施行の際現に電子決済等代行業等を行っている者は、施行日から起算して 6 ヶ月間は、登録を受けなくても当該電子決済等代行業等を行うことができることとする。  
(附則第 2 条関係)
- ② 施行日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日までは、この法律の施行の際現に銀行等の口座情報を取得し、これを預金者等に提供することのみを行っている電子決済等代行業者等は、銀行等との間の契約締結義務を猶予することとする。  
(附則第 2 条関係)
- ③ 銀行法等の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。
- ④ 銀行等は公布の日から起算して 9 ヶ月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、公表しなければならないこととする。  
(附則第 10 条関係)
- ⑤ 電子決済等代行業者等との間で電子決済等代行業等に係る契約を締結しようとする銀行等は、施行日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業等が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならないこととする。  
(附則第 11 条関係)
- ⑥ その他所要の経過措置等を定めることとする。